

《著作権について》

要旨集に掲載された著作物の著作者の権利のうち、当該刊行物の編集にかかわる著作権は地盤工学会に帰属し、個々の執筆部分の著作権と著作者人格権は執筆者に帰属するものとします。なお執筆者は、学会が第三者から複写に関する著作権利用の許諾申請を受けた場合および学会自らが要旨集以外に利用する場合（電子媒体による利用を含む）、これに関する著作権の行使を学会に許諾するものとします。また、これにより学会が著作権使用料等を得た場合は、学会の運営費に充当することを認めるものとします。ただし、著者が自ら著作権を行使することは妨げません。